

前 金	部 分 払
有	0 回

令和元年度
 建整道新補第1－1号

井生波瀬線道路詳細設計等業務委託設計書

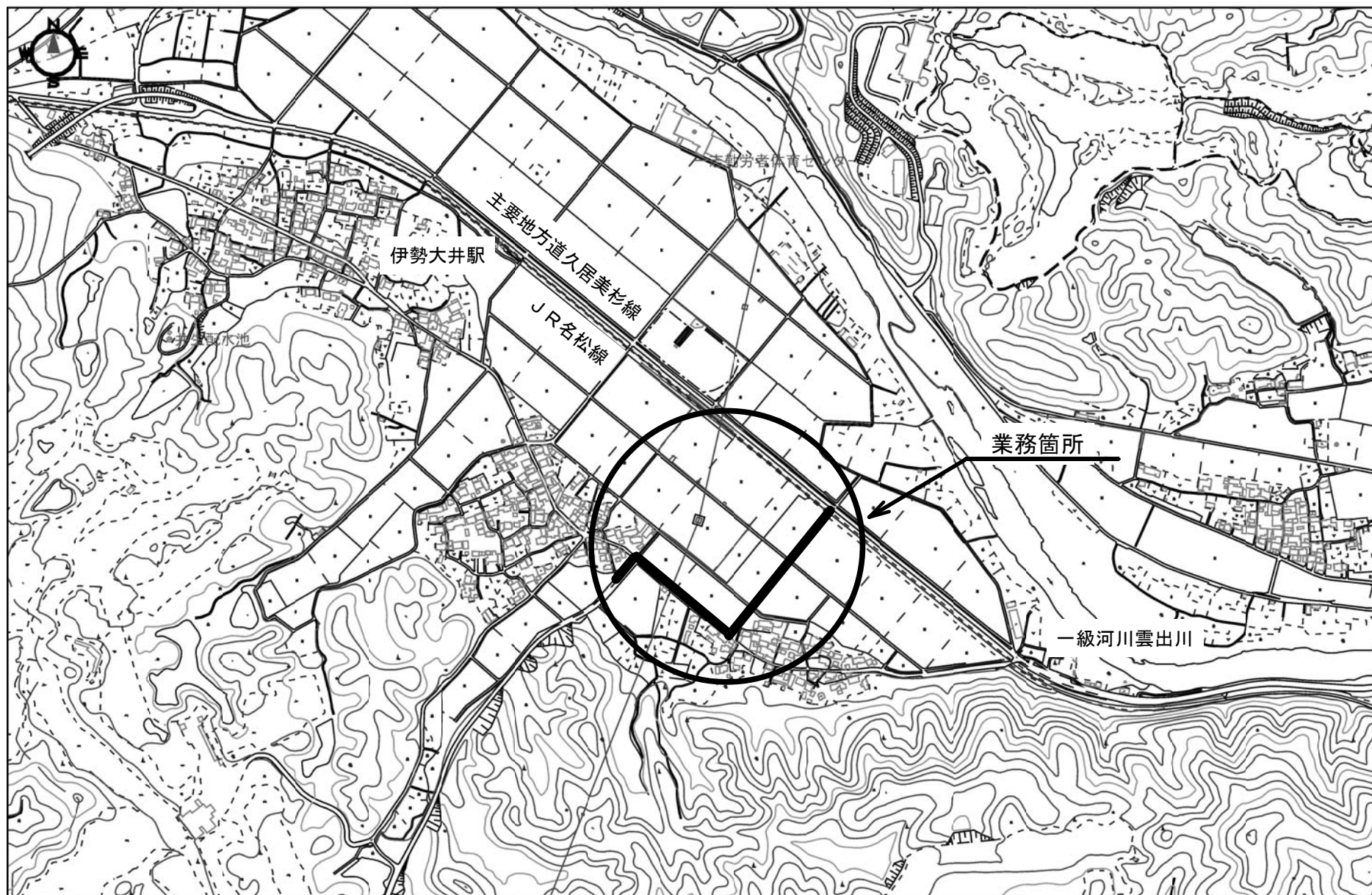
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書（三重県）及び業務委託監督員の指示による。

津 市
 建設部建設整備課

令和元年度		建整道新補 第 1 - 1 号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所		津市一志町井生地内		部長	
				次長	
委託名		井生波瀬線道路詳細設計等業務委託		参事(兼)課長	
				検算者	
設計額		(うち消費税等相当額)		担当主幹	
				担当副主幹	
履行期間		令和 2年 2月28日限り		設計者	
長	—		巾	—	
業 務 の 大 要					
道路詳細設計 0.51km					

位置図

令和元年度建整道新補第1-1号
井生波瀬線道路詳細設計等業務委託



0 600m
1:10,000

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地質調査業務								
02:地質調査								
調査費				式				
					1.000			
室内試験（直接調査費）				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
直接調査費計				式				
					1.000			
間接調査費				式				
					1.000			
施工管理費（率計上額）				式				
					1.000			
間接調査費計				式				
					1.000			
純調査費				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
諸経費				式				
					1.000			
地質調査業務価格				式				
					1.000			
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
道路設計				式				
					1.000			
道路詳細設計				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
打合せ				式				
					1.000			
打合せ協議				式				第 0003 号 明細表
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
合計業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0002 号 明細表 道路詳細設計					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路詳細設計 (計画)	式				第0001号施工単価表
予備設計有り(A) 2車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km		1.000			
道路詳細設計 (設計)	式				第0002号施工単価表
予備設計有り(A) 2車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km		1.000			
道路詳細設計 (とりまとめ)	式				第0003号施工単価表
予備設計有り(A) 2車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km		1.000			
合 計					

第 0003 号 明細表 打合せ協議					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ協議	業務				第0004号施工単価表
業務着手時打合せ計上 中間打合せ 5 回 成果物納入時打合せ計上		1.000			
合 計					

[地質調査]

第 0001 号 明細表 室内試験（直接調査費）					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
C B R 試験	箇所				第0001号単価表
		3.000			
合 計					

道路詳細設計（計画） 予備設計有り（A）			2 車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km			第 0001 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師長		人					
主任技師		人					
技師（A）		人					
技師（B）		人					
技師（C）		人					
電子計算機使用料		%					
合計		式	1.000				

道路詳細設計（計画） 予備設計有り（A）				第 0001 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	式	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
予備設計の有無			予備設計有り（A）		
車線			2 車線		
断面区分			複断面でない場合		
暫定計画区分			暫定計画をしない		
歩道等の設計区分			歩道等の設計する		
取付け道路等の設計区分			取付道路・取付水路・横断管渠等設計する		
環境関連施設の設計区分			環境関連施設設計をしない		
特殊法面設計区分			特殊法面設計を一体で行わない		
工区分割			工区分割をしない		
軟弱地盤対策設計区分			軟弱地盤対策設計をしない		
車線変更の有無			車線変更なし		
設計計画区分			設計計画及び施工計画を行う		
現地踏査区分			現地踏査をする		
電子計算機使用料計上			電子計算機使用料を計上する		
単独区間当りの設計延長			L= 0.51 km		

道路詳細設計（設計） 予備設計有り（A）				第 0002 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				

道路詳細設計（設計） 予備設計有り（A）			2車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km			第 0002 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師（A）		人					
技師（B）		人					
技師（C）		人					
技術員		人					
電子計算機使用料		%					
合計		式	1.000				
単位当り		式	1.000	当り			
条 件 名 称				条 件 値			
予備設計の有無 車線				予備設計有り（A） 2車線			

津市

道路詳細設計（設計） 予備設計有り（A）		2車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km	第 0002 号 施工単価表 1.000 式 当り
断面区分 暫定計画区分 歩道等の設計区分 取付け道路等の設計区分 環境関連施設の設計区分 特殊法面設計区分 工区分割 軟弱地盤対策設計区分 車線変更の有無 平面及び縦断設計区分 横断設計区分 道路付帯構造物・小構造物設計の有無 仮設構造物・用排水設計区分 設計図区分 数量計算区分 電子計算機使用料計上 単独区間当りの設計延長	複断面でない場合 暫定計画をしない 歩道等の設計する 取付道路・取付水路・横断管渠等設計する 環境関連施設設計をしない 特殊法面設計を一体で行わない 工区分割をしない 軟弱地盤対策設計をしない 車線変更なし 平面・縦断設計をする 横断設計をする 道路付帯構造物・小構造物設計をする 仮設構造物・用排水設計をする 設計図を作成する 数量計算をする 電子計算機使用料を計上する L= 0.51 km		

道路詳細設計（とりまとめ） 予備設計有り（A）					第 0003 号 施工単価表 2 車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km 1.000 式 当り	
名 称		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師（A）		人				

道路詳細設計（とりまとめ） 予備設計有り（A） 2車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km				第 0003 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師（B）	人				
技師（C）	人				
電子計算機使用料	%				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
予備設計の有無 車線 断面区分 暫定計画区分 歩道等の設計区分 取付け道路等の設計区分 環境関連施設の設計区分 特殊法面設計区分 工区分割 軟弱地盤対策設計区分			予備設計有り（A） 2車線 複断面でない場合 暫定計画をしない 歩道等の設計する 取付道路・取付水路・横断管渠等設計する 環境関連施設設計をしない 特殊法面設計を一体で行わない 工区分割をしない 軟弱地盤対策設計をしない		

道路詳細設計（とりまとめ） 予備設計有り（A）		第 0003 号 施工単価表 1.000 式 当り
2車線 複断面でない場合 暫定計画をしない L= 0.51 km		
車線変更の有無 照査区分 報告書の有無 電子計算機使用料計上 単独区間当りの設計延長	車線変更なし 照査をする 報告書を作成する 電子計算機使用料を計上する L= 0.51 km	

打合せ協議 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 5 回 成果物納入時打合せ計上				第 0004 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 A	人				
技師 B	人				
合計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		
条 件 名 称 業務着手時打合せの有無			条 件 値 業務着手時打合せ計上		

津市

打合せ協議 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 5 回 成果物納入時打合せ計上		第 0004 号 施工単価表 1.000 業務 当り
中間打合せの回数 成果物納入時の打合せ有無	中間打合せ 5 回 成果物納入時打合せ計上	

SJ0010 C B R 試験		第 0001 号単価表 1 箇所 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
室内C B R用試料採取 変状土 70kg採取	箇所	1. 000			
変状土C B R 試験 設計C B R 2モールド	試料	1. 000			
合 計	箇所	1. 000			
単位当り	箇所	1. 000	当り		

令和元年度建整道新補第 1－1 号

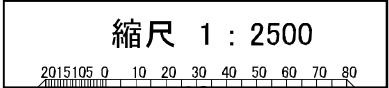
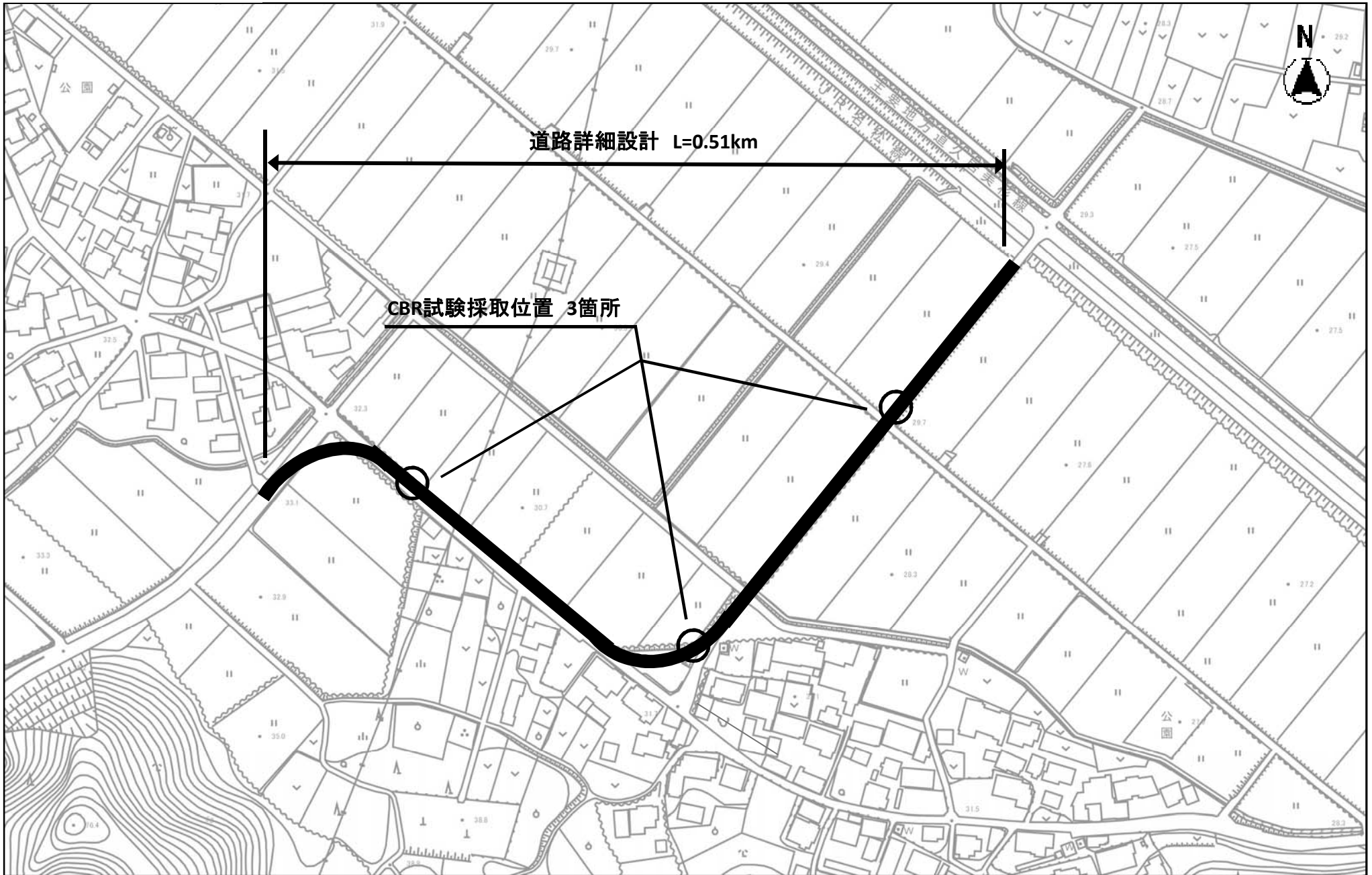
井生波瀬線道路詳細設計等業務委託

数 量 総 括 表

レベル1 : 設計・解析・調査業務

レベル1 : 地質調査

工 事 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
設計・解析・調査					式		
	道路設計				式	1	
		道路詳細設計			式	1	
			道路詳細設計 (計画)	L=0.51km	式	1	
			道路詳細設計 (設計)	L=0.51km	式	1	
			道路詳細設計 (とりまとめ)	L=0.51km	式	1	
	打合せ				式	1	
		打合せ協議			式	1	
			打合せ協議	着手時・納入時 中間5回	業務	1	
地質調査					式	1	
	調査費				式	1	
		室内試験			式	1	
			C B R試験		箇所	3	



特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示事項（条件及び内容）	
明示項目	
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書（三重県）【平成27年11月制定】
	☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）部分改正を行った内容も含む（最新改正30年11月）
	☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年 7月制定】
	部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和元年 7月）
	☐ 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課）【 年 月制定】
	☐ 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】
	☐ 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】
	その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。
	☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。
	☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。（ ）
ロ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和元年7月版】によるものとする。
	☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。
	☒ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ）
	☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。（ ）
	☐ その他（ ）
	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名）
エ 工程関係	☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり）
	☐ その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。
	☒ 技術士 （ ☒ 建設部門 道路科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者（ ☒ 道路部門、 ☐ 部門を問わない） 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 ☐ その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目		明示事項（条件及び内容）
カ	照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。）
	照査技術者の要件	☒ 技術士 （ ☒ 建設部門 道路科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C Mの資格保持者（ ☒ 道路部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） ☐ 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） ☐ その他（ 照査の実施
キ	打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せ回数は5回とする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 設計業務着手時 ☐ 中間打合せ ☐ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）の打合せに出席するものとする。
ク	資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 井生波瀬線予備設計成果 ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ケ	業務条件	☐	業務条件は下記のとおりとする。
コ	その他	☒	成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
		☒	検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。

- (注)
1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
その他	☒成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☐その他（ ）

- (注)
- 1

上記委託業務、事項、条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2

明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 3

別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和元年7月

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
 - (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
 - (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
 - (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
- なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。